

建設委員会報告資料

令和元年 11月14日

報告事項件名	頁
(1) 足立区ユニバーサルデザイン推進計画(素案)に関する パブリックコメントの実施結果について	2
(2) サイクルアンドバスライド用自転車駐車場の整備について	5
(3) 花畑川環境整備事業の検討状況について	8
(4) 興野周辺地区まちづくり協議会の開催結果について	16
(5) 緑の基本計画改定審議会の開催結果について	18
(6) 足立区公園(大型施設)長寿命化計画(案)について	24
(7) パークイノベーションの3つのモデル地域の検証結果について	26
(8) 足立区宅地開発事業調整条例施行規則及び 足立区宅地開発事業表彰要綱の制定について	34

(都市建設部)

建設委員会報告資料

令和元年11月14日

件名	足立区ユニバーサルデザイン推進計画（素案）に関するパブリックコメントの実施結果について								
所管部課名	都市建設部都市計画課 ユニバーサルデザイン担当課								
内 容	<p>足立区ユニバーサルデザイン推進計画（2019年度～2025年度）（素案）に関するパブリックコメントの実施結果について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 実施期間 令和元年9月2日（月）～令和元年10月2日（水）</p> <p>2 提出者数及び提出方法 （1）提出者数 2名（3件） （2）提出方法 区ホームページの意見受付フォーム 2名（2件） Eメール 無し FAX 無し 窓口への持参 1名（1件）</p> <p>3 意見の概要と区の考え方（別紙参照 P3～4）</p> <p>4 今後の予定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年 月</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年 11月25日</td> <td>第23回足立区ユニバーサルデザイン推進会議を開催 （パブリックコメントに対する区の考え方を議論）</td> </tr> <tr> <td>11月下旬</td> <td>パブリックコメントに対する区の考え方を公表（区ホームページへの掲載、担当課における閲覧及び配布）</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>足立区ユニバーサルデザイン推進計画案の報告 足立区ユニバーサルデザイン推進計画を策定</td> </tr> </tbody> </table>	年 月	内 容	令和元年 11月25日	第23回足立区ユニバーサルデザイン推進会議を開催 （パブリックコメントに対する区の考え方を議論）	11月下旬	パブリックコメントに対する区の考え方を公表（区ホームページへの掲載、担当課における閲覧及び配布）	12月	足立区ユニバーサルデザイン推進計画案の報告 足立区ユニバーサルデザイン推進計画を策定
年 月	内 容								
令和元年 11月25日	第23回足立区ユニバーサルデザイン推進会議を開催 （パブリックコメントに対する区の考え方を議論）								
11月下旬	パブリックコメントに対する区の考え方を公表（区ホームページへの掲載、担当課における閲覧及び配布）								
12月	足立区ユニバーサルデザイン推進計画案の報告 足立区ユニバーサルデザイン推進計画を策定								
問題点 今後の方針	<p>今後も、引き続き足立区ユニバーサルデザイン推進計画を着実に推進していくため、足立区ユニバーサルデザイン推進会議において進捗管理を行う。</p>								

「足立区ユニバーサルデザイン推進計画（素案）」に関する
パブリックコメントの実施結果及び意見に対する区の考え方について

1 パブリックコメントの状況

(1) 実施期間

令和元年9月2日（月）～令和元年10月2日（水）

(2) 意見提出者数等

意見提出者数・意見件数 2名・3件

・提出者属性

年齢	19歳以下	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不明	合計
男性	-	-	-	-	-	-	2	-	2
女性	-	-	-	-	-	-	0	-	0
その他	-	-	-	-	-	-	0	-	0
不明	-	-	-	-	-	-	0	-	0
合計	-	-	-	-	-	-	2	-	2

提出方法

ア 区ホームページの意見受付フォーム 2名（2件）
 イ Eメール 0名
 ウ FAX 0名
 エ 郵送 0名
 オ 窓口への持参 1名（1件）

2 意見の順番構成について

(1) 区が実施するユニバーサルデザインに関する事業についての意見 3件

意見番号

1) 事業の継続に関すること …… 1
 2) 事業内容に関すること …… 2・3

3 意見の概要及び区の考え方

(1) 区が実施するユニバーサルデザインに関する事業についての意見 3件

No.	寄せられた意見の概要	区の考え方
1) 事業の継続に関すること		
1	<p>現行の推進計画のひと3 - 5「日本語ボランティア教室を支援する」が「担当所管との協議により削除」とある。</p> <p>今後ますます外国出身の住民に対して日本語教室は重要な役割を果たすので、施策の継続をしてほしい。</p>	<p>現行計画の「日本語ボランティア教室を支援する」については、改定計画の「個別施策」の名称としては無くなりますが、個別施策「多様な人々との連携・支援」のなかの一事業として、従来通り継続するとともに、毎年、その事業内容についても評価・検証を行ってまいります。</p>
2) 事業内容に関すること		
2	<p>素案の施策番号まちづくり3 - (4) - 「民間建築物のユニバーサルデザインの誘導」の障がい福祉課が所管する事業に関して、「店舗等内部のユニバーサルデザイン整備ガイドライン」の普及促進を図るよう、計画内に文言を追加してほしい。</p>	<p>東京都策定の「店舗等内部のユニバーサルデザイン整備ガイドライン」については、改定計画に記載が漏れておりました。</p> <p>そのため、現計画と同様に『「東京都福祉のまちづくり条例」に定める整備基準を満たした上で、それに加えて必要となる、店舗等内部における整備の考え方を中心にまとめた、「店舗等内部のユニバーサルデザイン整備ガイドライン」の普及促進を図る』と追記いたします。</p>
3	<p>素案の施策番号まちづくり3 - (1) - 「公共交通施設の整備・誘導・支援」での交通対策課所管事業について、「バス停の利用環境を整備する」対象に、「はるかぜ」以外の事業者のバス停は対象にならないのか。</p>	<p>足立区コミュニティバス「はるかぜ」以外の民間のバス事業者については、各事業者の独立採算制となっておりますが、本計画の趣旨をご理解頂き、バス停の利用環境整備を進めて頂けますよう、お願いしてまいります。</p>

建設委員会報告資料

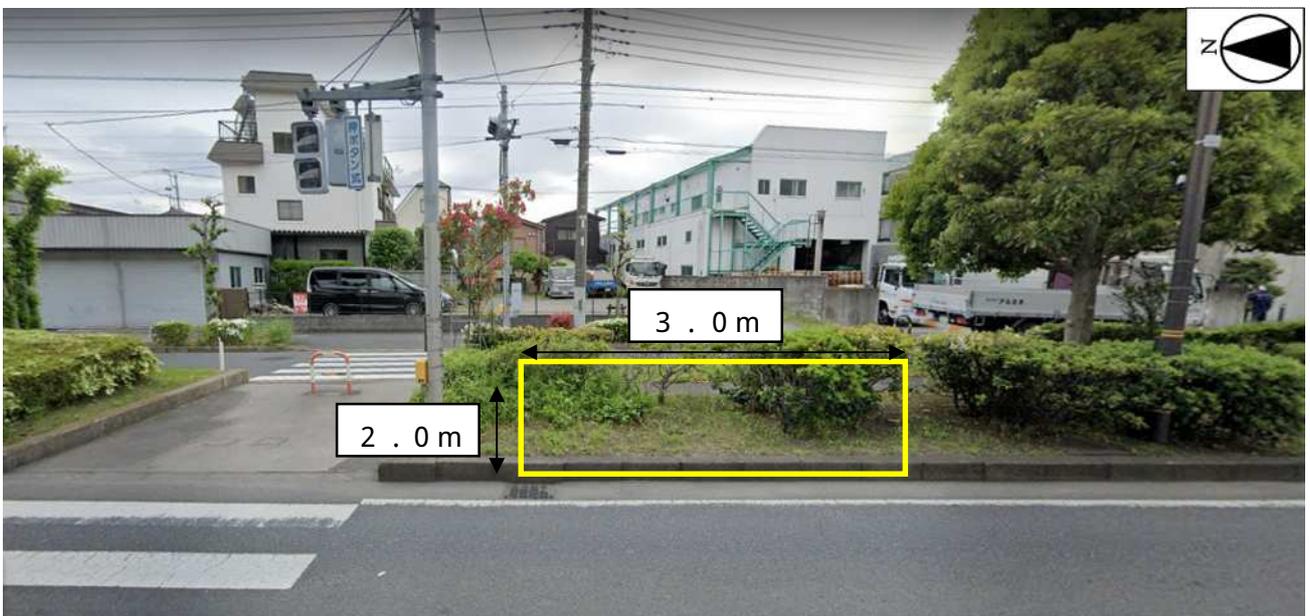
令和元年11月14日

件名	サイクルアンドバスライド用自転車駐車場の整備について
所管部課名	都市建設部交通対策課 駐輪場対策担当課
内容	<p>神明南町バス停付近に自転車駐車場の整備するため、以下のとおり報告する。</p> <p>1 概要 自宅からバス停までが遠い区民の利便性を高めるため、サイクルアンドバスライド用自転車駐車場の整備を進めている。 この度神明南町バス停付近に自転車駐車場を新たに整備する。</p> <p>2 自転車駐車場設置場所 神明南一丁目1番地内（別紙1、2参照 P6～7）</p> <p>3 整備概要 （1）駐輪台数 6台 （2）利用料 無料 （3）整備費 約70万円 （4）整備時期 令和2年3月頃</p> <p>4 近接のバス停 神明南町バス停（東武バス、綾瀬 八潮）</p> <p>5 開設時期 令和2年4月頃</p> <p>6 管理方法 以下の方法により自転車の盗難防止策を推進する。 （1）ポスター等による鍵かけの周知 （2）区職員の巡回（不定期） （3）放置自転車撤去委託業者の巡回（不定期） （4）町会によるボランティア清掃</p>
問題点 今後の方針	自転車駐車場の整備に向け、地元への説明を丁寧に進めていく。

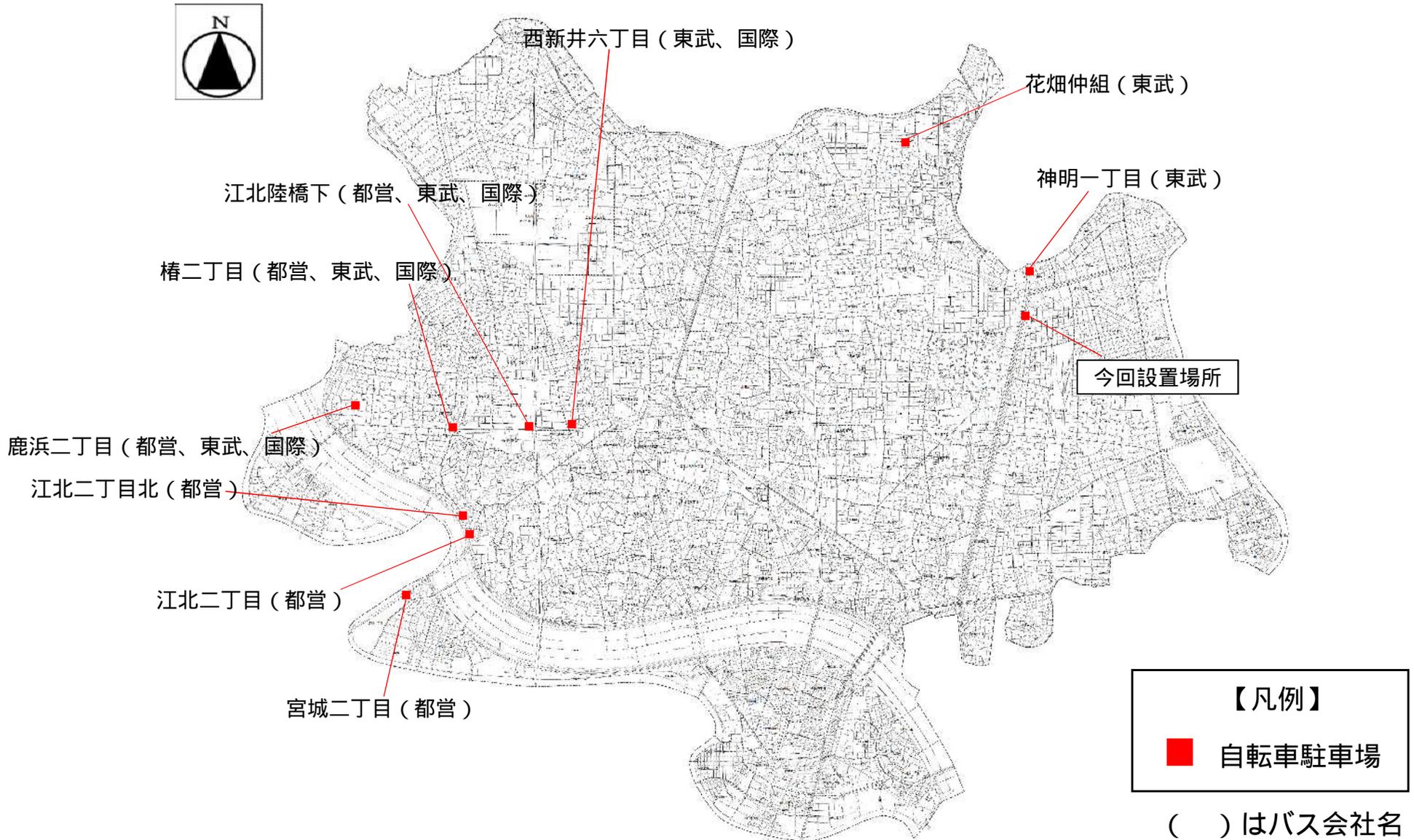
配置計画図



現況写真



サイクルアンドバスライド用自転車駐車場箇所図



建設委員会報告資料

令和元年11月14日

件名	花畑川環境整備事業の検討状況について
所管部課名	道路整備室工事課
内 容	<p>花畑川環境整備事業における現在の検討状況について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 花畑川環境整備詳細設計委託</p> <p>(1) 委託内容</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 雪見橋～富士見歩道橋間(第1期)の遊歩道等詳細設計</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 富士見歩道橋を車道橋として整備できるかを検討</p> <p>(2) 委託期間</p> <p style="margin-left: 40px;">平成31年4月～令和2年2月</p> <p>2 検討状況について</p> <p>(1) 対応可能な総降雨量について(別紙1参照 P10)</p> <p style="margin-left: 20px;">台風などの大雨時には、六ツ木水門をAP+1.8m(江戸川河川事務所確認)で閉鎖することにより、総降雨量972mmまで対応することが可能となる。</p> <p style="margin-left: 40px;">AP+0.0mとは、霊岸島量水標 零位(荒川工事基準面)</p> <p>(2) 環境面について</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 水質について(別紙1参照 P10)</p> <p style="margin-left: 40px;">筑波大学の准教授を招いて開催した「河川環境庁内検討会」で検討した結果、平均満潮位AP+2.1mから平均干潮位AP+0.0m間の総水量を水門幅4.5mで排水できる時間は、約0.6日(14時間)となり水の滞留時間が短いため、水質保全を図ることができるとの結論を得ている。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ みどり率(別紙2参照 P11)</p> <p style="margin-left: 40px;">平成14年3月の当初計画と見直し後の計画における平均潮位AP+1.0m時のみどり率を比較したところ、当初計画よりも見直し後の計画の方が約6%上回った。</p> <p style="margin-left: 40px;">みどり率</p> <p style="margin-left: 80px;">= (樹木被覆地+草地+農地+公園の非緑被地+水面)面積 ÷ 区域面積×100(%)</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ ヒートアイランド現象(別紙2参照 P11)</p> <p style="margin-left: 40px;">平均潮位約AP+1.0mにおける水面幅は、平成14年3月</p>

の当初計画（15.8m）と見直し後の計画（16.0m）は、ほぼ同じであるため、ヒートアイランド現象への影響は同程度である。

また、緑（樹木等）が増えることで、樹木からの蒸発散や緑陰により日射を遮ることから気温上昇を緩和する効果が期待できる。

ヒートアイランド現象緩和に向けた都市づくりガイドライン（国土交通省）より

（3）富士見歩道橋の架替え方法（別紙3参照 P12）

ア 車道橋の場合

（ア）計画護岸高（AP+3.1m）に合わせて車道橋を設置すると、橋に接する道路を1m程度嵩上げしなければならないため、道路に面した土地や家屋の高低差が発生し、高低差補償に時間を要するとともに、建物等の嵩上げが必要となる。

（イ）富士見歩道橋から南へ下る道路は北から南への一方通行のため、南から北上して橋を渡る場合、一方通行を解除しなければ車を迂回させることとなる。一方通行の解除には道路に面した地元住民の合意形成を図る必要があり、困難な状況である。

イ 人道橋の場合

（ア）計画護岸高（AP+3.1m）に合わせて人道橋を設置するが、階段のほか、散策路内のスロープでバリアフリー対応が可能である。

（イ）橋周辺の高低差補償、一方通行の解除などを行わずに設置できる。

（4）花畑川を考える会の施設見学会（別紙4参照 P13～15）

平成12年11月20日（月）実施

- ・ 江戸川区 新川
- ・ 江東区 横十間川、小名木川、仙台堀川

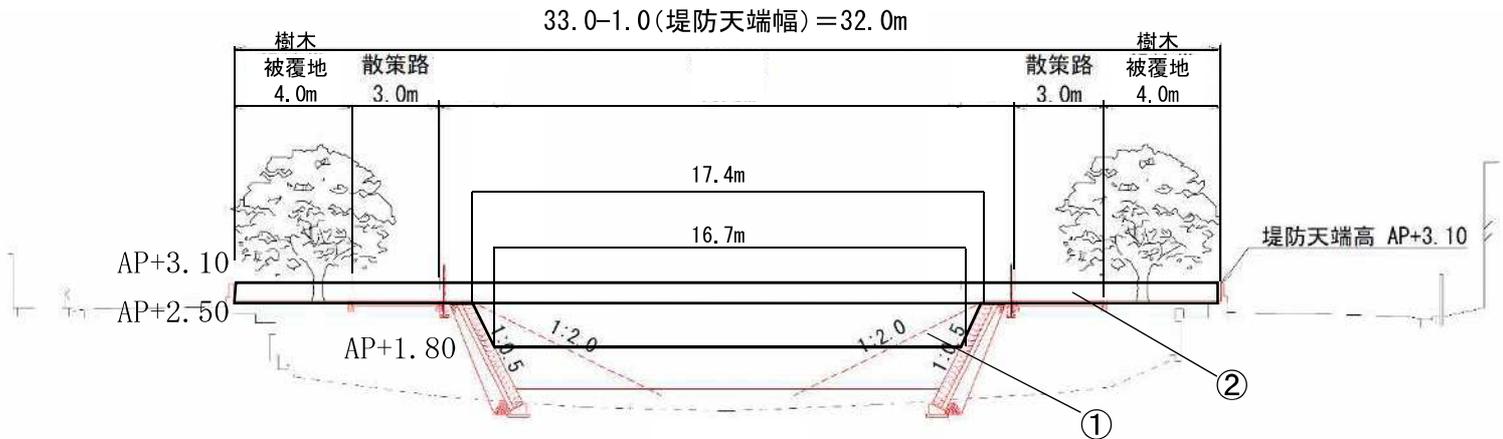
3 今後の予定

年 月	内 容
平成31年4月 ～令和2年2月	第1期詳細設計
令和2年1月	第5回地元説明会
令和2年度 令和3年3月	富士見橋架替詳細設計委託 第1期工事着手

問題点
今後の方針

地域住民の意見を聞きながら、令和2年度の工事着手を目指していく。

(1) 対応可能な総降雨量について



六ツ木水門を AP+1.80m で閉門した場合には、総降雨量は 972mm まで対応することが可能となる。(平成 14 年の計画では、1,041mm まで対応可能)

以下、計算根拠

台形面積より、 $(16.7+17.4) \times 0.7 \times 1/2 = 11.935\text{m}^2 \dots \text{①}$

$32.0 \times \text{高さ } 0.6 = 19.2\text{m}^2 \dots \text{②}$

①+②より、 $11.935+19.2=31.135\text{m}^2$ (断面積)

断面積÷幅=高さより、 $31.135 \div 32.0 = 0.9729 \dots \text{m}$ (972mm)

※中川・綾瀬川流域の 48 時間総降雨量 596mm (洪水ハザードマップ)

(2) ア 水質について

○検討の目的

- ・ 花畑川改修による、水質への影響を把握するため。

○水質への影響

- ・ アオコが発生しやすい 4 月～9 月について、日別の滞留時間を算出した。(表 1 参照)
- ・ 河川改修後は滞留時間が減少し、水の入れ替わりが良くなるため、水質を健全に保つことができる。

表 1 4 月～9 月の滞留時間

	現行諸元	改修後諸元	備考
平均値	1.1 日	0.6 日	4 月～9 月の期間中の日毎の滞留時間の平均値
最大値	3.0 日	1.7 日	4 月～9 月の期間中の中で、最も滞留時間が大きい日の滞留時間 (小潮)
最小値	0.5 日	0.3 日	4 月～9 月の期間中の中で、最も滞留時間が小さい日の滞留時間 (大潮)

改修後、滞留時間が減少。滞留時間の変動は、干潮に影響を受ける。

(2) イ みどり率 ウ ヒートアイランド現象

別紙 2

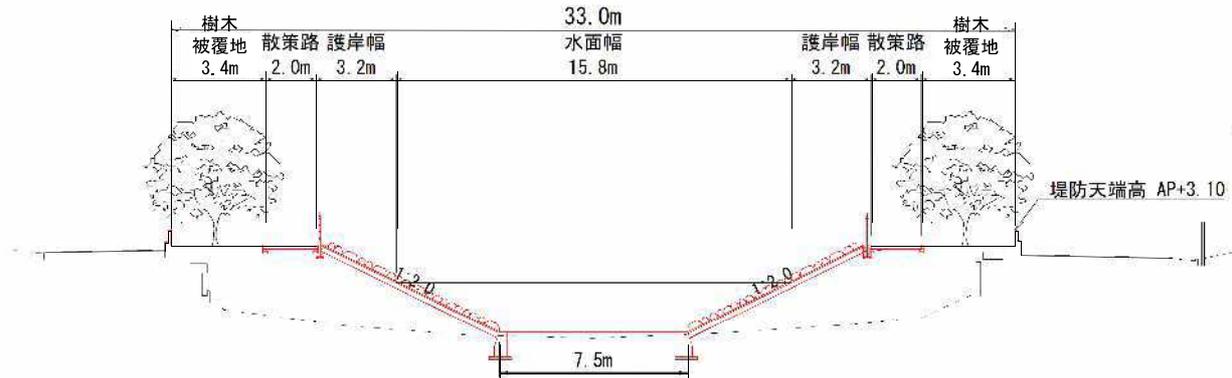
平成14年3月当初計画

【平均潮位 (A. P. +1.0m)における距離】

- ・ 水面幅・・・15.8m
- ・ 護岸幅(水面上)・・・6.4m(片岸3.2m)
- ・ 散策路・・・4.0m(片岸2.0m)
- ・ 樹木被覆地・・・6.8m(片岸3.4m)



水面幅+樹木被覆地→ $15.8+3.4\times 2=22.6\text{m}$
面積： $22.6\text{m}\times 1,400\text{m}$ (延長) = 31.640m^2



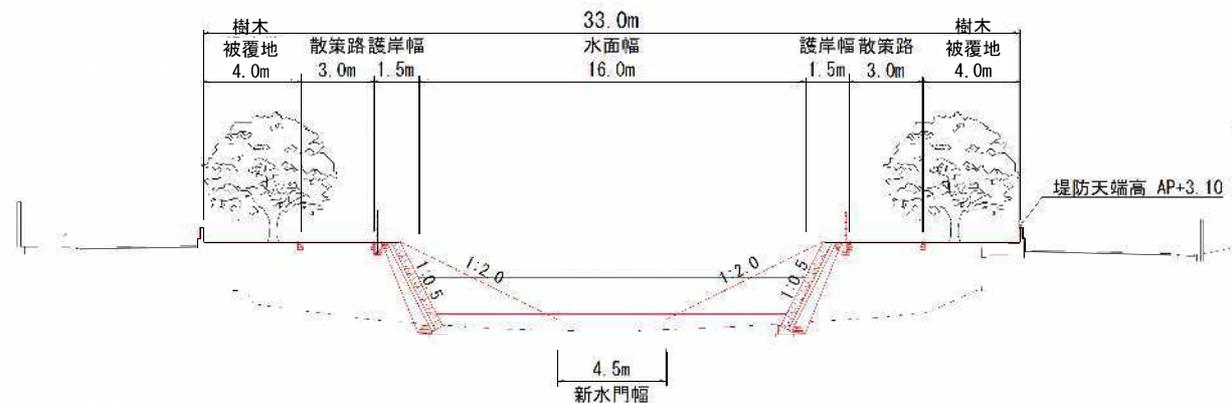
見直し後の計画

【平均潮位 (A. P. +1.0m)における距離】

- ・ 水面幅・・・16.0m
- ・ 護岸幅(水面上)・・・3.0m(片岸1.5m)
- ・ 散策路・・・6.0m(片岸3.0m)
- ・ 樹木被覆地・・・8.0m(片岸4.0m)



水面幅+樹木被覆地→ $16.0+4.0\times 2=24.0\text{m}$
面積： $24.0\text{m}\times 1,400\text{m}$ (延長) = $33,600\text{m}^2$
みどり率がH14年度計画案の106%

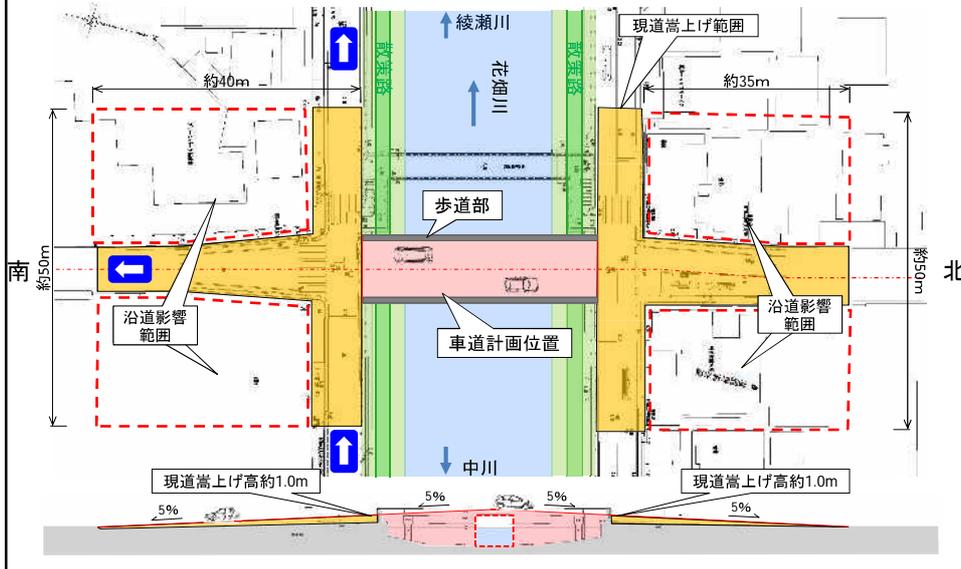


(3) 富士見歩道橋の架替え方法

別紙3

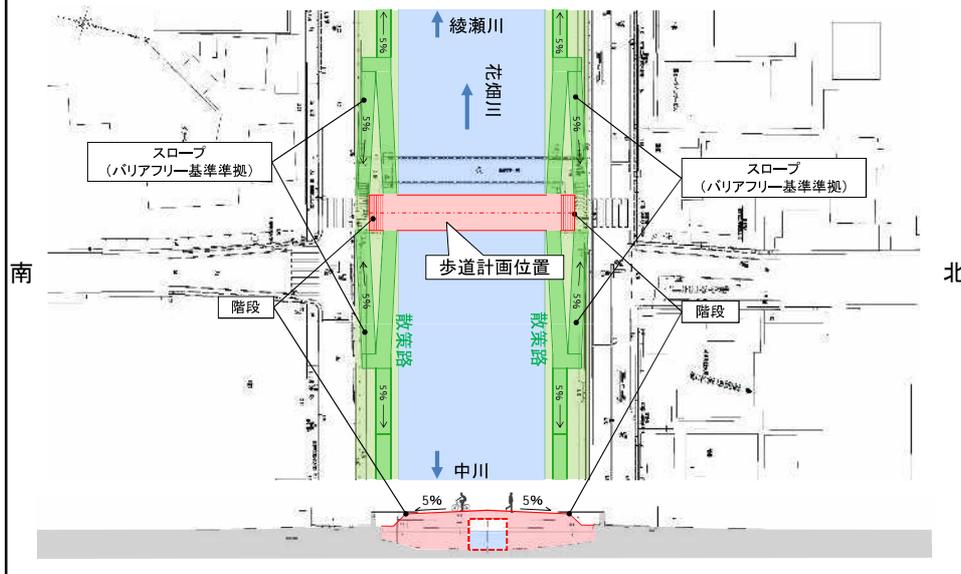
1 富士見歩道橋架替え案(車道橋案)

- 富士見歩道橋を車道として整備した場合、周辺道路の嵩上げが必要となり、沿道の建築物への影響が大きい。



2 富士見歩道橋架替え案(人道橋案)

- 富士見歩道橋を自歩道として整備した場合、沿道建築物への影響はなく、バリアフリー化が達成できる。



(4) 「花畑川を考える会」 施設見学会

1 日時 平成12年11月20日(月)

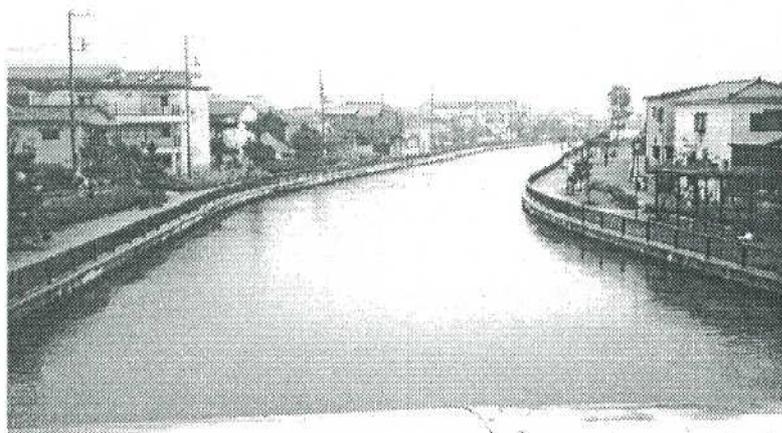
2 見学場所

<江戸川区船堀>
見学 約1時間
○新川……………河川環境整備状況見学
 (整備前・整備後の比較)
 地下駐車場見学



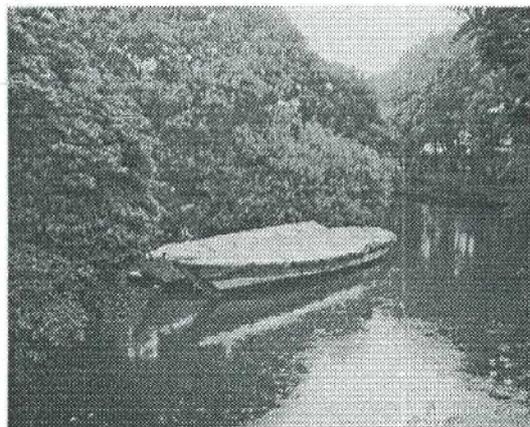
<江東区北砂>
見学 約1時間30分
○横十間川……………(簡易護岸整備)
○小名木川……………(就航河川)
○横十間川……………(親水公園整備)
○仙台堀川……………(公園整備)

3 参加者 地元住民 9名
 区職員 10名

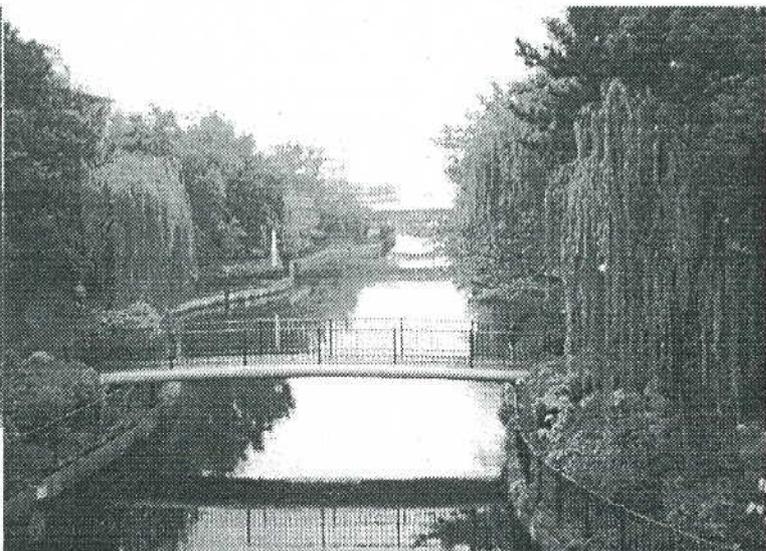


←新川

↑地下駐車場入庫口



↑ボート場



横十間川→

見学会での意見等

『花畑川を考える会』江戸川区、江東区河川整備施設見学会

参考になった、または良いと思われた施設、整備の内容等。

<新 川>

- 散策路に起伏もなく、住宅地と調和している
- 植栽と植栽の間隔があり、眺望が良い
- 樹木が多種で変化がある
- きれいに整備され散歩するにはとても良い
- 新川の地下駐車場、建設費がかかるが有効利用として活用
- 川幅が一定で展望が良い
- あまりつくりこまないところが良い
- かもめの止まる場所がある
- 橋の下を通ることができる

<横十間川～仙台堀川>

- ボート遊びパードウォッチング、小グラウンドと多目的に作られている
- ボート遊びは、子供が喜び人気があるのならば良いと思う（それには管理費等、赤字にならない方法で）
- 新川の河川より景観が良い
- 樹木を植えることが大切
- あずま屋やふじだな等があって良い
- あしや四季折々の植木
- 掃除用の小屋（ゴミの管理・処理ができる）
- 子供が水に触れる場所
- 魚のあつまる場所

あまり好ましくないと思われた施設等。

<新 川>

- 魚つりをするためにはもう少し考えないといけない
- 樹木を沢山植え木陰がほしい
- 手すりが単調なので工夫が欲しい

<横十間川～仙台堀川>

- 川巾を狭くしたり、広げたり極端に手を加えている
- 樹木が多すぎる
- 兩岸の公園の巾が広すぎる
- 仙台堀川は川幅をせまくして、人工的に造り過ぎている
- 照明が暗い
- 舗装が滑りやすい

今回の見学会で見た施設で花畑川にも活かしたい施設、整備のしかた等。

- 花畑川の当初の意義を活かしながら、川巾を少々工夫する
- ボートや小舟を置き、子供が遊べる池を作る
- 散策路に緩やかな起伏をつける
- 鳥の遊水池を設ける
- 既設道路との段差を低くする
- 新川の兩岸をメインにところどころ、変化をつけて整備する
- 花畑川は距離が短いので住民が沢山利用できる整備が良い
- 新川のトイレはとてもきれい
- トイレは大きくステキに作ってほしい
- ゴミ箱は必要ではない
- 自然美景を楽しみながらウォーキング出来る遊歩道の整備
- 四季おりおりの花を植える（桜、はなみず木など）

その他、何か気づかれた点等。

- 樹木は成長を考え、はじめは物足りなくても前期展望で植える
- 大勢の意見に妥協した無駄な物は作らない
- 兩岸を桜名所にする
- いろいろな野鳥がきている川的美観は大変よい感じを受ける
- ゴミ箱がない（1ヶ所のみ）
- ジョギングに良い舗装は？
- ベンチに屋根が付いていなかった（ホームレス対策？）
- 果実の木を植えてみてはどうか（果林ロード）
- 淡い色の照明だった
- いろいろなデザインのベンチがあった
- すっきり見える整備がよい
- 柵の高さはすべて同じでなくても良い

建設委員会報告資料

令和元年11月14日

件 名	興野周辺地区まちづくり協議会の開催結果について								
所管部課名	市街地整備室まちづくり課								
内 容	<p>興野周辺地区まちづくり協議会（第6回）の開催結果について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 開催日時 令和元年9月3日（火）午後6時30分～午後8時</p> <p>2 場 所 西新井小学校 3階ランチルーム</p> <p>3 参加者 地元町会自治会等 11人</p> <p>4 内 容 （1）規約の変更について （2）興野周辺地区地区まちづくり計画について ・ 昨年までの振り返り ・ まちづくりアンケート（案）の実施について ・ 今後の予定</p> <p>5 主な質疑 Q1：地区内の都市計画道路補助第138号線、第253号線の計画は確定しているのか。 A1：都市計画として決定されている。事業化に向けては時間がかかるが、実現に向けて取り組んでいく。 Q2：町会加入率を上げるために、他の町会で行っているよう事例があれば教えてほしい。 A2：調査をして、次回の協議会において報告する。</p> <p>6 今後の予定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">年 月</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和元年12月</td> <td>まちづくり協議会（第7回）の開催</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和元年12月</td> <td>建設委員会報告 まちづくりアンケート（案）について</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和元年12月</td> <td>まちづくりアンケート配布</td> </tr> </tbody> </table>	年 月	内 容	令和元年12月	まちづくり協議会（第7回）の開催	令和元年12月	建設委員会報告 まちづくりアンケート（案）について	令和元年12月	まちづくりアンケート配布
年 月	内 容								
令和元年12月	まちづくり協議会（第7回）の開催								
令和元年12月	建設委員会報告 まちづくりアンケート（案）について								
令和元年12月	まちづくりアンケート配布								

	<p>参考 これまでの経緯</p> <p>平成29年12月 第1回まちづくり協議会 平成30年 2月 まちづくりニュース 創刊号発行 平成30年 3月 第2回まちづくり協議会 まち歩き、意見交換会 平成30年 5月 まちづくりニュース 第2号発行 平成30年 5月 第3回まちづくり協議会 地区の課題整理、方針の検討</p> <p>平成30年 7月 第4回まちづくり協議会 地区まちづくり計画の検討</p> <p>平成30年 9月 地区まちづくり計画地元説明会 平成30年 9月 地区まちづくり計画策定 平成30年10月 第5回まちづくり協議会 地区計画の検討</p> <p>平成30年11月 地区計画（原案）説明会 平成31年 3月 興野周辺地区地区計画決定 平成31年 3月 まちづくりニュース 第3号発行</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>引き続き地区全体の地区整備計画策定に向け、周辺住民の意見を聞き丁寧に進めていく。</p>

建設委員会報告資料

令和元年11月14日

件名	緑の基本計画改定審議会の開催結果について
所管部課名	みどりと公園推進室みどり推進課
内容	<p>第4回緑の基本計画改定審議会（以下「審議会」という。）を開催したので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 開催概要 (1)日時 令和元年10月28日(月)午後3時～午後5時 (2)場所 足立区役所中央館8階特別会議室 (3)出席者 委員19名中13名</p> <p>2 議事 (1)緑の基本計画改定スケジュールの変更案について (2)緑の基本計画の章立て・構成・「まちづくり」と「ひとづくり」の関わり等の案について（別紙参照 P20～23） 一部修正あり</p> <p>3 主な意見 (1)指標 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標の数値目標を明確にするため、課題と解決策が必要である。 ・ 事業内容に対する意見や提案などができる人づくりなども指標に入れてほしい。 (2)ステップアップの手法 <ul style="list-style-type: none"> ・ ひとづくりの最初のステップアップは、シンポジウムなどで知ってもらうこと、そして、子どもと共に行うことが重要である。 (3)緑の効果 <ul style="list-style-type: none"> ・ 緑の効果・効用には、雨水の貯留や防火があることを知ってもらうことが大切である。 (4)普及啓発用パンフレット <ul style="list-style-type: none"> ・ 課題を解決するために、区民に協力していただきたいことが何なのか示すべきである。 ・ 専門用語は可能な限り使用せず、具体例を示せばわかりやすくなる。 </p>

4 緑の基本計画改定審議会の審議期間の延長（予定）

審議会委員から依頼された、他区のソフト事業や街路樹への対応などの調査や、各施策と区民のかかわりなどの検討に時間を要しているため、改定時期を令和2年3月末から令和2年9月末に延伸する。

新旧対照表

内 容	新	旧
第4回緑の基本計画改定審議会	令和元年10月28日	
第5回緑の基本計画改定審議会	令和元年12月	令和元年11月
第6回緑の基本計画改定審議会	令和2年3月	令和元年12月
第7回緑の基本計画改定審議会	令和2年5月	
第8回緑の基本計画改定審議会 （答申）	令和2年6月	
パブリックコメント	令和2年7～8月	令和2年1～2月
足立区緑の基本計画 改定	令和2年9月	令和2年3月

問 題 点
今後の方針

緑の基本計画改定審議会の延伸が承認された。多くの課題を、この期間で整理・調整し、令和2年9月の改定に向け取り組んでいく。

【緑の将来像】水と緑を誇れるまち あだち ～識る・護る・活かす・繋ぐ～（仮）

柱1 緑を育むひとづくり

施策1

『緑の効果』*を認識し、
緑を育むひとを増やす



施策2

緑を育むひとの活動を
広げ、繋ぐ



*『緑の効果』
環境保全（生物多様性の確保、ヒートアイランド現象の緩和、等）・良好な景観形成・防災（延焼防止、避難場所、等）・地域振興（コミュニティ形成、等）などの様々な効果



自ら行動し
活動を広げる

ステップ4



まちの緑豊かな
景観形成に携わる

ステップ3



自ら緑を育み、
緑に関する知識を高める

ステップ2

「緑の効果」
を認識

緑のある環境を好む

ステップ1



緑に興味・関心がない

ステップ0

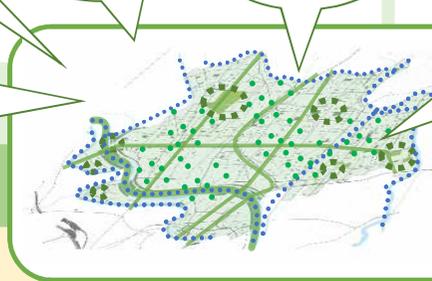
<緑を育むひとのステップ図>

柱2 緑を実感できるまちづくり

施策群 骨格となる緑

施策 - 1

貴重なみどり資源の見える化



施策 - 2

区民が誇れる
「歩きたくなる」
まちづくりの推進



施策群 身近な緑

施策 - 1【民有地(一般の宅地など)】

豊かな暮らしを
支える緑の充実



施策 - 2【民有樹林地・農地】

樹林地・農地の
保全



施策 - 3【公園】

公園の
魅力向上と
持続可能な
公園管理



施策 - 4【その他公共施設】

公共施設の緑化対策



第三次足立区緑の基本計画

「緑を実感できるまちづくり」の取組みと「緑を育むひとづくり」の関わり

緑を実感できるまちづくり					緑を育むひとづくり	指標	
施策群	施策	取組みの方向性	取組み	取組みの内容	「緑を育むひと」の主な関わり方		
骨格となる緑	-1 貴重なみどり資源の見える化	-1-(1) 主要なみどり資源の見える化	防災機能や環境保全機能を持つみどり資源の顕在化	<ul style="list-style-type: none"> 主要な公園・緑地が、防災、環境保全（生物多様性の確保など）、地域のにぎわいづくりなどに資することをアピールする 子ども向け・大人向けに『緑の効果』を普及啓発する 	STEP1 『緑の効果』を認識する 緑がある場所に行ってみる 好きな緑ある場所が増える 緑がある足立区を誇れるようになる 公園・緑地の管理に携わる STEP4 公園・緑地を地域のにぎわいの場として活用する	<ul style="list-style-type: none"> 指定したみどりのビューポイント（仮）におけるカルテに基づく評価 	
			区民が誇れるみどりのビューポイント（仮）の設定	<ul style="list-style-type: none"> 区民が誇れるみどりのビューポイント（仮）の設定と、専用カルテに基づく定期的な評価による魅力向上 			<ul style="list-style-type: none"> エリアデザイン対象エリアにおける「よく行く、または行きたい公園がある」人の割合
		-1-(2) まちづくりと連携したみどりの拠点づくり	エリアデザインと連携した公園、緑地の整備	<ul style="list-style-type: none"> エリアデザインを展開するエリアにおける地域住民、民間企業などと連携した公園・緑地の整備、活用 		STEP1 緑豊かな街路を通行する 水辺空間を利用する（散策、ジョギングなど） 見沼代親水公園や圀川などの特別景観形成地区において、景観を損なわない建築を行う 道路の落葉掃きや植樹帯の花植えなどに携わる 河川敷のゴミ拾いや保全活動などに参加する STEP4	
		街路樹	-1-(3) 快適な歩行空間を形成する街路樹の育成	実態把握と街路樹の在り方の方針づくり			<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路など主要路線ほかの街路樹管理方針の作成 都市計画道路整備・地中化・フラット歩道など改修時の樹種選定や植込地の工法などの方針設定による道路空間に応じた街路樹育成、緑のネットワーク形成
	河川・親水緑道	-1-(4) 貴重な水辺空間の保全と活用	荒川将来像計画の実現に向けた取組推進	<ul style="list-style-type: none"> 荒川将来像計画2010に沿った自然利用地の維持管理 	STEP1 「さんぼ道」（仮）を利用する 「さんぼ道」（仮）でのイベントに参加する 公園や街路で、樹木や花壇の管理に関わる 自宅の沿道部で緑を育てる STEP4 「さんぼ道」（仮）でのイベントの企画・運営に携わる	<ul style="list-style-type: none"> 「さんぼ道」（仮）利用者数（イベント等参加者数） 	
			主要河川（荒川以外）の整備・保全	<ul style="list-style-type: none"> 荒川以外の主要河川（花畑川、毛長川、圀川等）における水辺空間の整備・保全 			
			親水公園・親水緑道の適切な維持管理と活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> 主要な親水公園（見沼代親水公園、葛西用水親水水路）の景観特性を活かした管理 区内の親水水路・緑道を魅力的な回遊路として活用 			
	-2 区民が誇れる「歩きたくなる」まちづくりの推進	-2-(1) 花と緑の「さんぼ道」（仮）の普及	区全域を対象とした「さんぼ道」（仮）の設定とPR	<ul style="list-style-type: none"> 既存の主要な花の名所、特色のある街路樹路線、遊歩道、親水緑道、緑道などを結ぶ「さんぼ道」の設定（「緑陰豊かで涼しい道」、「十月桜の道」など、コースにテーマ性を持たせる） 「さんぼ道」（仮）及びコース周辺の公園や地域資源の情報発信 観光事業や、スポーツ振興事業等と連携した周遊イベント、ウォーキングイベント等の開催 	沿道の区民や事業所と連携した 花や緑を育てる活動の推進 （花のあるまちかど事業、花いっぱいコンクール、花の散歩路など） <ul style="list-style-type: none"> コース上の公園等における植栽、休憩施設、案内誘導設備の充実 		
			花と緑が豊かな沿道のまちなみづくり				

第三次足立区緑の基本計画

「緑を実感できるまちづくり」の取組みと「緑を育むひとづくり」の関わり

緑を実感できるまちづくり					緑を育むひとづくり		指標
施策群	施策	取組みの方向性	取組み	取組みの内容	「緑を育むひと」の主な関わり方		
身近な緑	民有地	- 1 豊かな暮らしを支える緑の充実	- 1-(1) まちの魅力となる緑化の推進	一定規模以上の敷地における新築・増改築時の緑化の担保性向上	<ul style="list-style-type: none"> 建築主への緑化への意識啓発、緑化基準を見直すための条例の改正、法に基づく制度（緑化地域制度）の活用などにより、計画に基づく緑化と適正な維持管理の推進 	STEP1 (事業者・設計者) 緑化計画を作成し、計画通りに緑化、適正に維持管理する ↓ STEP4	<ul style="list-style-type: none"> 緑化計画書による民有地の年間緑化面積 優良緑化事例件数
			魅力的な緑地の創出を誘導	<ul style="list-style-type: none"> 計画書に基づく緑化の完了物件の、表彰・公表 宅地開発地へ法に基づく緑地協定制（54条協定）の活用 宅地開発による提供公園の整備に関する手引き作成 	魅力ある開発提供公園を整備する ↓ 開発地全体で緑化を維持する、緑地協定を締結する ↓ STEP4		
	民有樹林地・農地	- 2 樹林地・農地の保全	- 2-(1) まちのシンボルとなる樹木を地域で守り育てる仕組みづくりの推進	緑地創出への支援	<ul style="list-style-type: none"> 緑化助成制度や「界わい緑化推進プログラム」（東京都公園協会）などを活用し、接道部緑化の促進 	STEP1 (所有者) (地域の人) 園芸講座を受講する ↓ STEP4	<ul style="list-style-type: none"> 緑地協定・緑の協定の締結件数 ビューティフルガーデン認定件数
				緑地の保全・維持管理への支援	<ul style="list-style-type: none"> 法に基づく緑地協定制（45条協定）の活用や条例に基づく緑の協定制の見直しによる地域の緑化活動促進 		
民有樹林地・農地	- 2 樹林地・農地の保全	- 2-(2) 農地の保全・活用の推進	大木・樹林の保全	<ul style="list-style-type: none"> 保存樹木・樹林の助成制度の見直し 都市緑地法に基づく制度（特別緑地保全地区、市民緑地契約制度等）の活用による大木・樹林の保全 	STEP1 (所有者) (地域の人) 保存樹木・樹林の指定を受ける ↓ 法による保全のための制度を活用する ↓ 大木や樹林の持つ効果を伝えていく ↓ STEP4	<ul style="list-style-type: none"> 保存樹木指定本数 保存樹林指定件数（面積） 	
			大木・樹林を地域で育てる機運の醸成	<ul style="list-style-type: none"> 大木・樹林が持つ効果や日々の管理などを近隣住民が知る・親しむ機会の創出 			維持の方策を所有者同士で情報共有・相談する ↓ STEP4
民有樹林地・農地	- 2 樹林地・農地の保全	- 2-(2) 農地の保全・活用の推進	農地の保全	<ul style="list-style-type: none"> 農地の保全策の検討（特定生産緑地の指定推進、農の風景育成地区制度（東京都）の活用、地区計画に位置付けられた生産緑地の公園化、生産緑地の都市計画公園指定（農園付公園の整備）など） 	STEP1 (農家) (地域の人) 特定生産緑地の指定を受け、農地を維持する ↓ 小学生や体験農園参加者などに体験を手助け、農業を教える ↓ STEP4	<ul style="list-style-type: none"> 生産緑地面積 	
			農地の活用と担い手支援	<ul style="list-style-type: none"> 農業体験機会の創出による農地の活用（区民農園、足立農すくーる（体験農園）、都市農業公園、農業ボランティア、区内小学校の農業体験、都市農地賃借円滑法の活用等） 担い手支援策の検討（農業者が営農を続けられる仕組みづくり） 			地域で農地を維持していくための方法を検討する ↓ STEP4

第三次足立区緑の基本計画

「緑を実感できるまちづくり」の取組みと「緑を育むひとづくり」の関わり

緑を実感できるまちづくり					緑を育むひとづくり	指標	
施策群	施策	取組みの方向性	取組み	取組みの内容	「緑を育むひと」の主な関わり方		
身近な緑	公園 - 3 公園の魅力向上と持続可能な公園管理	- 3-(1) 目的に合わせて選べる公園の適切な配置	公園の体系整理と適正配置	<ul style="list-style-type: none"> 既存の足立区の公園体系（公園、児童遊園、プチテラス）と、パークイノベーションが進める利用圏域を考慮した公園の適正配置 	<p>STEP1 (民間事業者など) (地域の人)</p> <p>公園の情報入手する 公園を利用する</p> <p>公園でのイベントに参加する</p> <p>公園改修後のアンケート調査に協力する</p> <p>公園の改修や新設の際の説明会や意見交換の場に参加し、意見する</p> <p>特色のある公園の管理・運営を受注し、企業の強みやオリジナリティを活かす</p> <p>公園の清掃自主管理や、花壇自主管理に携わる</p> <p>公園での企画や運営に携わる</p> <p>子ども向けの遊びなど、公園を活用した自主的な活動を行う</p> <p>STEP4</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公園率（区全域・地域毎） 区民1人あたりの公園面積 	
		- 3-(2) 計画的で効率的な公園改修	安全・安心・快適な公園利用につながる施設改修 既存の施設の計画的な再生・延命化	<ul style="list-style-type: none"> 大ききの異なる3つのエリア（おでかけエリア、お散歩エリア、ご近所エリア）に合わせた公園施設の適正配置と改修 安全に配慮した遊具の改修、防犯対策、ユニバーサルデザインに基づく施設改修、防災設備の設置の推進による安全・安心・快適性の確保 公園施設長寿命化計画に基づく既存施設の計画的な更新 			
- 3-(3) 公園を快適に利用するための維持管理の推進	安全・安心な維持管理 樹木の適切な維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 遊具や施設の定期点検、樹木等の適切な管理を通じた見直し確保等による安全・安心の確保 公園樹木維持管理指針に基づく樹木の適切な管理 老齢化したサクラの計画的な更新・維持管理 四季を通じて花を楽しめる植栽の更新・維持管理 剪定枝のチップ化によるリサイクルや活用 	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者による公園管理（指定管理、包括管理、一般公園の維持管理、駐車場管理等）、地域の町会等による自主管理協定制度などの推進 	<ul style="list-style-type: none"> 「よく行く、または行きたい公園がある」人の割合（世論調査） 			
- 3-(4) 公園利用のきっかけづくりの推進	公園利用につながる環境整備 多様な主体による公園活用の展開 区民ニーズに合わせた情報発信	<ul style="list-style-type: none"> 公園の規模や地域の特性に応じた、駐輪場・駐車場の整備、ボール遊びのルールづくり、カフェなどの飲食店の誘致などによる利用促進 スポーツ団体や企業など、多様な主体との連携、他事業との連携などによる公園活用 区民ニーズに合わせた情報発信（利用目的別のマップ、利用者層が使いやすい媒体を用いた情報発信など） 					
その他公共施設	- 4 公共施設の緑化対策	- 4-(1) 施設の特徴に合わせた効果的な緑化の推進と大木の保全	新設・改修時の効果的な緑化の推進 大木の保全	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設等整備基準、公共の緑化基準に準じた、施設の新設・改修時の緑化 庁舎、学校、公共住宅などの公共施設の建て替えに際した大木の保全 		<p>STEP1</p> <p>大木・樹林の持つ効果や管理について知る</p> <p>落ち葉掃きなどに協力する</p> <p>公共施設の樹木や花壇、芝生の管理に携わる</p> <p>STEP4</p>	<ul style="list-style-type: none"> 緑化計画書による公共施設の年間緑化面積 主要な公共施設の大木の本数

建設委員会報告資料

令和元年11月14日

件名	足立区公園（大型施設）長寿命化計画（案）について																												
所管部課名	みどりと公園推進室みどり推進課																												
内容	<p>足立区公園（大型施設）長寿命化計画（案）を作成したので、以下のとおり報告する（別添資料）。</p> <p>大型施設：大型の遊具やトイレなど更新に多額の経費がかかる施設</p> <p>1 計画策定の背景 老朽化した大型施設を計画的に更新するとともに、国庫補助金を導入し財源を確保するため、平成21年度に足立区公園施設長寿命化計画（以下「旧計画」という。）を策定した。平成30年度末の計画期間終了にあわせ、旧計画が抱える課題を解消し、より効率的に更新・補修をおこなっていくため、足立区公園（大型施設）長寿命化計画（案）（以下「本計画」という。）を作成した。</p> <p>2 主な改定内容 （1）対象施設の拡大 旧計画では、「大型遊具」「防球フェンス」「トイレ」「公園灯」の4施設を計画対象施設としていたが、本計画では大型施設を確実に補修・更新していくため、対象施設を下表のとおり10施設とした。</p> <table border="1" data-bbox="400 1339 1426 1742"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>数量</th> <th>施設名</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大型遊具</td> <td>175 基</td> <td>ナイター照明（野球場・テニスコート）</td> <td>6 か所 (72 灯)</td> </tr> <tr> <td>防球フェンス</td> <td>41 か所</td> <td>テニスコート表面舗装</td> <td>6 か所</td> </tr> <tr> <td>トイレ</td> <td></td> <td>野球場内野</td> <td>30 面</td> </tr> <tr> <td>公園トイレ</td> <td>325 棟</td> <td>運動場</td> <td>4 面</td> </tr> <tr> <td>河川敷トイレ</td> <td>16 棟</td> <td>河川敷バックネット</td> <td>27 基</td> </tr> <tr> <td>公園灯</td> <td>3,271 灯</td> <td>河川敷サッカーゴール</td> <td>5 組</td> </tr> </tbody> </table> <p>（2）使用見込み期間と補修サイクルの見直し 国の指針や本計画の作成にあたり実施した健全度調査の結果から、施設ごとに使用見込み期間と補修サイクルを見直した。</p> <p><使用見込み期間の見直し例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大型遊具（鋼製） 15年 36年 ・ 公園トイレ（RC製） 50年 60年 ・ 公園灯 25年 36年 	施設名	数量	施設名	数量	大型遊具	175 基	ナイター照明（野球場・テニスコート）	6 か所 (72 灯)	防球フェンス	41 か所	テニスコート表面舗装	6 か所	トイレ		野球場内野	30 面	公園トイレ	325 棟	運動場	4 面	河川敷トイレ	16 棟	河川敷バックネット	27 基	公園灯	3,271 灯	河川敷サッカーゴール	5 組
施設名	数量	施設名	数量																										
大型遊具	175 基	ナイター照明（野球場・テニスコート）	6 か所 (72 灯)																										
防球フェンス	41 か所	テニスコート表面舗装	6 か所																										
トイレ		野球場内野	30 面																										
公園トイレ	325 棟	運動場	4 面																										
河川敷トイレ	16 棟	河川敷バックネット	27 基																										
公園灯	3,271 灯	河川敷サッカーゴール	5 組																										

	<p>(3) PDCAサイクルの構築 計画を着実に実施していくため、今後は3年ごとに施設の健全度調査を実施し、この結果を基に随時、更新や補修の優先順位を見直す。</p> <p>3 計画期間について 実施計画として令和元年度から令和10年度までに、更新・補修を行う施設を定めた。</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>本計画に基づき、計画的に公園内の大型施設を更新・補修していく。</p>

建設委員会報告資料

令和元年11月14日

件名	パークイノベーションの3つのモデル地域の検証結果について								
所管部課名	みどりと公園推進室パークイノベーション担当課								
内容	<p>1 3つのモデル地域の検証結果について</p> <p>公園の配置状況が異なる3か所(青井駅周辺地域、竹ノ塚駅南東地域、舎人駅周辺地域)をモデル地域に選定し、各モデル地域に適した公園の展開方針を以下のように定めた。</p> <p>今後、モデル地域と公園の配置状況が同じ地域で、検証した展開方針に基づき改修を進めていく(別紙1参照 P28~32)。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">モデル地域</th> <th>展開方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">青井駅 周辺地域</td> <td> <p>【地域の特徴】面積の大きな公園が少なく、小さな公園が多数ある地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一つひとつの公園を特色や個性のある公園に改修する ・ 公園ごとに児童向けの公園、幼児向けの公園など、特色づけを行い、だれもが安全に公園を利用できる環境を整える ・ 周辺の公園の特色についても、わかりやすく利用者に周知する </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">竹ノ塚駅 南東地域</td> <td> <p>【地域の特徴】大・小の公園がバランスよく配置されている地域</p> <p>核となる規模が大きい「にぎわいの公園」の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者に応じて特色のあるエリアを複数整備し、幅広い世代が楽しめる施設を整備する ・ ボール遊びコーナーやウォーキングコースなど、広範囲から利用者が集まる施設を整備する <p>規模が小さい「やすらぎの公園」の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人気の高い施設を全ての公園に整備するのではなく、利用者を明確にして用途、機能を分け、地域でバランスよく配置する </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">舎人駅 周辺地域</td> <td> <p>【地域の特徴】区画整理でつくられた大きな公園が多く、草地広場の公園が点在している地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人気の高い施設を全ての公園に整備するのではなく、利用者を明確にして用途、機能を分け、地域でバランスよく配置する ・ 核となる公園には、利用者に応じて特色のあるエリアを複数整備し、幅広い世代が楽しめる施設を整備する </td> </tr> </tbody> </table>	モデル地域	展開方針	青井駅 周辺地域	<p>【地域の特徴】面積の大きな公園が少なく、小さな公園が多数ある地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一つひとつの公園を特色や個性のある公園に改修する ・ 公園ごとに児童向けの公園、幼児向けの公園など、特色づけを行い、だれもが安全に公園を利用できる環境を整える ・ 周辺の公園の特色についても、わかりやすく利用者に周知する 	竹ノ塚駅 南東地域	<p>【地域の特徴】大・小の公園がバランスよく配置されている地域</p> <p>核となる規模が大きい「にぎわいの公園」の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者に応じて特色のあるエリアを複数整備し、幅広い世代が楽しめる施設を整備する ・ ボール遊びコーナーやウォーキングコースなど、広範囲から利用者が集まる施設を整備する <p>規模が小さい「やすらぎの公園」の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人気の高い施設を全ての公園に整備するのではなく、利用者を明確にして用途、機能を分け、地域でバランスよく配置する 	舎人駅 周辺地域	<p>【地域の特徴】区画整理でつくられた大きな公園が多く、草地広場の公園が点在している地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人気の高い施設を全ての公園に整備するのではなく、利用者を明確にして用途、機能を分け、地域でバランスよく配置する ・ 核となる公園には、利用者に応じて特色のあるエリアを複数整備し、幅広い世代が楽しめる施設を整備する
モデル地域	展開方針								
青井駅 周辺地域	<p>【地域の特徴】面積の大きな公園が少なく、小さな公園が多数ある地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一つひとつの公園を特色や個性のある公園に改修する ・ 公園ごとに児童向けの公園、幼児向けの公園など、特色づけを行い、だれもが安全に公園を利用できる環境を整える ・ 周辺の公園の特色についても、わかりやすく利用者に周知する 								
竹ノ塚駅 南東地域	<p>【地域の特徴】大・小の公園がバランスよく配置されている地域</p> <p>核となる規模が大きい「にぎわいの公園」の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者に応じて特色のあるエリアを複数整備し、幅広い世代が楽しめる施設を整備する ・ ボール遊びコーナーやウォーキングコースなど、広範囲から利用者が集まる施設を整備する <p>規模が小さい「やすらぎの公園」の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人気の高い施設を全ての公園に整備するのではなく、利用者を明確にして用途、機能を分け、地域でバランスよく配置する 								
舎人駅 周辺地域	<p>【地域の特徴】区画整理でつくられた大きな公園が多く、草地広場の公園が点在している地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人気の高い施設を全ての公園に整備するのではなく、利用者を明確にして用途、機能を分け、地域でバランスよく配置する ・ 核となる公園には、利用者に応じて特色のあるエリアを複数整備し、幅広い世代が楽しめる施設を整備する 								

	<table border="1" data-bbox="376 152 1425 338"> <tr> <td data-bbox="376 152 568 338"></td> <td data-bbox="568 152 1425 338"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の公園の特色についても、わかりやすく利用者に周知する ・ 立地条件や周辺の公園との役割分担、地域の方の意見を聞きながら特色のある遊具を設置する </td> </tr> </table> <p data-bbox="368 398 1070 434">2 ボール遊びの「地域ルール」の作成について</p> <p data-bbox="392 445 1436 530">今年度、改修工事が完了した舎人町公園（舎人 6-8-17）において、地域の皆様のご理解をいただき地域ルールを定めた（別紙 2 参照 P 3 3）。</p> <p data-bbox="368 542 943 577">（ 1 ）主な舎人町公園ボール遊びルール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 親子や友達同士で軟式野球ボールによるキャッチボールが可能 ・ バットやラケット、ゴルフクラブは使用禁止（区内共通） ・ フェンスや樹木、人にボールをぶつけない（区内共通） <p data-bbox="368 732 620 768">（ 2 ）今後の方針</p> <p data-bbox="424 779 1436 864">舎人町公園のボール遊びの状況を確認し、他の公園においても地域の皆様と相談しながら、地域ルールを拡大していく。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の公園の特色についても、わかりやすく利用者に周知する ・ 立地条件や周辺の公園との役割分担、地域の方の意見を聞きながら特色のある遊具を設置する
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の公園の特色についても、わかりやすく利用者に周知する ・ 立地条件や周辺の公園との役割分担、地域の方の意見を聞きながら特色のある遊具を設置する 		
<p data-bbox="169 1955 336 2040">問 題 点 今後の方針</p>	<p data-bbox="376 1955 1425 2040">令和 6 年度までに、パークイノベーションの 17 のお出かけエリアに、ボール遊びコーナーのある公園が配置できるように、改修を進めていく。</p>		

1 目的

少子高齢社会の到来、区民の生活スタイルの多様化などに伴い、公園に対する多様なニーズが生じてきたことを背景に、維持管理費の効率的運用を考慮しつつも、区民とともに公園の個性や魅力をつくり、質を高めていくことが求められている。

足立区の公園は、地域によって整備状況が異なるため、地域特性に応じた取組みを進めていく必要がある。このため、特性の異なる3つのモデル地域を選定し、各地域に適した手法を検討する。



2 3つのモデル地域

公園の配置状況など特徴が異なる3か所（青井駅周辺地域、竹ノ塚駅南東地域、舎人駅周辺地域）をモデル地域に設定した。

モデル地域	特徴	改修後の目標とする姿
青井駅周辺地域	面積の大きな公園が少なく小さな公園が多数ある地域	複数の公園で役割分担しながら公園間のネットワークを形成する
竹ノ塚駅南東地域	大・小の公園がバランスよく配置されている地域	規模が大きい公園を核となる「にぎわいの公園」、その周辺の小規模な公園を「やすらぎの公園」として、機能分担を図る
舎人駅周辺地域	区画整理でつくられた大きな公園が多く、草地広場の公園が点在している地域	公園の整備レベルにばらつきがあるため、複数の公園でグループ化し、各々のグループの中に公園機能をバランスよく配置する

3 モデル地域における取組みの流れ

利活用実態調査、地域懇談会を踏まえて作成した計画に基づき、地域毎に改修工事を行った。改修工事後に利用状況調査等を実施し、改修工事の成果や今後の活用方針について検証する。

(1) 公園等利活用実態調査 平成 25・26 年実施済

- ・公園、トイレ、遊具等の利用者数調査、利用者アンケート調査
- ・各公園の利用実態、使われ方の分析

(2) 地域懇談会の開催 平成 25・26・28 年度実施済

- ・町会・自治会、地域の方々と各地域 2～3 回実施

(3) モデル地域における計画の策定

(4) 計画にもとづく公園等の設計 順次実施

(5) 公園改修 順次実施

(6) 改修した公園の利活用実態調査 平成 29・30 年度実施済

- ・公園の利用者数調査、利用者アンケート調査

(7) 地域特性に即した3つの手法のまとめ

※改修にあたり特に配慮した点

- ・管理の視点だけでなく、利用者の視点も意識して公園の役割・機能・改修内容を決定した。
- ・事前調査を行い、よく利用されている遊具や利用者要望などを把握し、改修内容を決定した。

4 改修工事の実施状況

(1) 改修する公園の選定基準

- ア 複数の施設や大規模な工事が必要な公園
- イ トイレの統廃合など、施設の適正配置が必要な公園

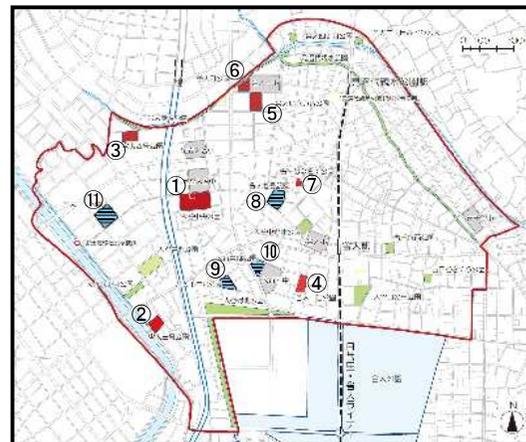
(2) 3か所のモデル地域の進捗状況

ア 青井駅周辺地域（地域内の公園数：20か所）



地域内の公園のうち、改修を進める公園数	13か所
令和元年度までに改修済みの公園数 10か所	① 青井公園 ② 青和コミュニティ公園 ③ 青和ばら公園 ④ 青和憩いの森公園 ⑤ 弘道一丁目公園 ⑥ 弘道一丁目ふれあい児童遊園 ⑦ 五反野公園 ⑧ 弘道中央公園 ⑨ 弘道第二公園 ⑩ 弘道第一公園
令和2年度～6年度改修予定	⑪ 青井ふれあい公園 ⑫ 青井みどり公園 ⑬ 青井東公園

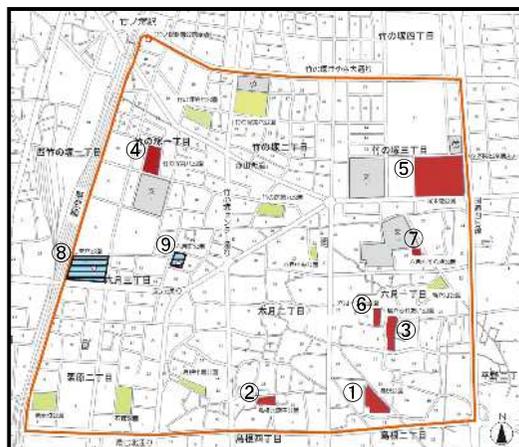
ウ 舎人駅周辺地域（地域内の公園数：22か所）



地域内の公園のうち、改修を進める公園数	11か所
令和元年度までに改修済みの公園数 7か所	① 入谷中央公園 ② 舎人三号公園 ③ 舎人四号公園 ④ 舎人十号公園 ⑤ 舎人いきいき公園 ⑥ 舎人町公園 ⑦ 舎人はなさく公園
令和2年度～6年度改修予定	⑧ 舎人七号公園 ⑨ 舎人十二号公園 ⑩ 入谷中郷公園 ⑪ 舎人一号公園

地図凡例		
■	改修済	
■	未着手	
■	改修予定	

イ 竹ノ塚駅南東地域（地域内の公園数：16か所）



地域内の公園のうち、改修を進める公園数	9か所
令和元年度までに改修済みの公園数 7か所	① 島根公園 ② 島根北厨子公園 ③ 島六ふれあい公園 ④ 竹の塚第八公園 ⑤ 保木間公園 ⑥ 六月一丁目公園 ⑦ 六月やすらぎ公園
令和2年度～6年度改修予定	⑧ 栗六公園 ⑨ 六月町公園

モデル地域における検証【青井駅周辺地域】 目標：複数の公園で役割分担しながら公園間のネットワークを形成する

平成 28 年度改修公園 4 か所、平成 29 年度改修公園 3 か所の計 7 か所で利用者数調査とヒアリング調査を行い、青井モデルにおける成果を検証した。

1 改修工事後の利用者の状況

■利用者の状況

(1) 複数の公園で役割分担しながらネットワークを形成すること

- 小学生は仲間ごとにエリア内の複数の公園を移動しながら遊んでいた(弘道中央公園、弘道第二公園、青和コミュニティ公園)。
- 小さな子どもが遊べる幼児コーナーができたおかげで、安全に遊べるようになったと喜ぶ親子連れの意見の一方で、鉄棒とシーソーがなくなって困ったという意見もあった(青和コミュニティ公園)。

■ヒアリング結果

- 子どもたちは、コンクリートすべり台や高鬼遊びをするときには、弘道第二・弘道中央公園、ボール遊びやブランコ遊びをするときには五反野公園に来るなど、遊び方によって利用する公園を選んでいることが分かった。【弘道第一小の約 20 名にヒアリング】
- 幼児コーナーができて「安心して公園で遊べるようになった」と親子連れの利用者の満足度が上がった。【アンケートのうち 10 件中 9 件が良くなったと回答】

(2) 3 か所のモデル地域に共通すること(既存の遊具・施設を活かした公園づくり、トイレの適正配置、バリアフリーなど)

- (既存の遊具・施設を活かした公園づくり)**
- 事前の利用状況調査の結果から残した丘や景石、コンクリート滑り台で、子どもたちは高鬼遊びや蟻地獄遊びなど、自由な発想で遊んでいた(弘道中央公園、弘道第二公園)。
 - 利用している子どもたちは、公園の特色を捉え、弘道中央公園を「山公」、弘道第二公園を「ピン公」と愛称名で呼んでいた。
- (公園施設の適正配置)**
- ボール遊びコーナーは、小学校のクラス単位で集まるなど非常に人気があり、広範囲から自転車で遊びに来ていた(五反野公園、青井公園)。
 - トイレを廃止した公園で、親子連れや高齢者に意見を聞いたところ、見通しが良くなり公園が明るくなった、ゴミが減ったという意見があった(青和憩いの森公園、弘道第二公園)。
- (バリアフリー)**
- 散歩を日課にしている高齢者から、出入口や園路がバリアフリー化され利用しやすくなり、散歩途中にいろいろな公園に立ち寄るようになったという意見があった(弘道第二公園)。

- (既存の遊具・施設を活かした公園づくり)**
- 既存の複合遊具から連続する丘に、すべり台を設置したことで、回遊性が生まれ、自由意見ですべり台が楽しいと意見がもらえるなど公園の人気が高まった。【アンケートのうち 51 件中 14 件】
- (公園施設の適正配置)**
- 五反野公園のボール遊びコーナーを利用している小学生にヒアリングしたところ、弘道第一小学校と青井小学校の児童が利用していた。このことからボール遊びコーナーは、学区を越えて来ていることが分かった。【小学生 30 名にヒアリング】
 - トイレを廃止した青和憩いの森公園と弘道第二公園の公園利用者にヒアリングをした結果、95%の方が良い公園になったと回答した。【アンケートのうち 74 件中 70 件】
- (バリアフリー)**
- 障がい者と介助者へのヒアリングで、段差がなくなって安心して公園を利用できると回答がもらえた。

2 検証結果

■検証結果

- 複数の公園でネットワークを形成するために必要なこと**
- 一つひとつの公園を特色や個性のある公園に改修する
 - 公園ごとに児童向けの公園、幼児向けの公園など、特色づけを行い、だれもが安全に公園を利用できる環境を整える
 - 周辺の公園の特色についても、わかりやすく利用者に周知する
- 既存の遊具・施設を活かした公園づくり**
- 従来の全面改修の工事から、既存の施設を活かし、テーマを設けた改修へ転換する
 - 改修に際しては、意見を求める看板の設置や近隣の小学校へのアンケート調査を実施し、利用者の意見を聞いて設計に反映させる
- 公園施設の適正配置**
- トイレの廃止後は、見通し良く明るく整備することで、地域や利用者の安心感につなげる
 - ボール遊びコーナーは、子どもたちが自転車で遊びに行ける範囲にバランスよく配置する
- バリアフリー**
- 段差解消など公園内のバリアフリー化を行い、だれもが安心して使える公園に改修する

3 今後のパークイノベーションの方針

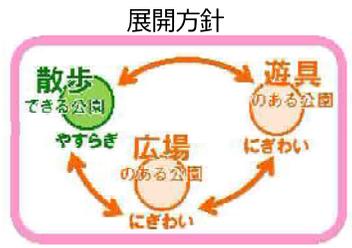
青井モデル地域

千住・扇・関原・本木地域など

面積が小さな公園が多い地域



- 近接する複数の公園で役割や機能を分担しながら、公園のネットワークを形成する。(青井モデル地域)
- 既存施設を活かした改修、トイレ・ボール遊びコーナーの適正配置を進める(区内共通)



小さな公園が点在している地域の公園配置の考え方

平成 28 年度改修公園 2 か所、平成 29 年度改修公園 1 か所の計 3 か所で利用者数調査とヒアリング調査を行い、竹ノ塚モデルにおける成果を検証した。

1 改修工事後の利用者の状況

■ 利用者の状況

(1) 規模が大きい公園を核となる「にぎわいの公園」、その周辺の小規模な公園を「やすらぎの公園」として、機能分けすること

【規模が大きい公園に関すること】

- ・ ボール遊びコーナーを整備し、フットサルゴールを設置したことで、サッカーの練習に来る小学生や休日の親子による利用が多い(保木間公園)。
- ・ 最長 500m のウォーキングコースと複数の健康遊具を設置したことで、「豊かな自然を感じながら運動できる」、「きれいに整地されて歩きやすい」と喜ぶ高齢者の意見があった(保木間公園)。

【規模が小さい公園に関すること】

- ・ 島六ふれあい公園は大きい子がボール遊びをしていて危ないので、孫とこちらに遊びに来ているという高齢者の意見があった(六月一丁目公園)。

■ ヒアリング結果

【規模が大きい公園に関すること】

- ・ 小学生の「また公園に来たい理由」は、「球技・スポーツ・ボール遊びをするため」の割合が一番多かった。【アンケートのうち 130 件中 48 件】
- ・ ウォーキングコースは利用率が高く、公園全体で高齢者の利用者数が大幅に増加した。【高齢者の利用数:改修前 97 人⇒改修後 154 人(10-14 時でカウント)】

【規模が小さい公園に関すること】

- ・ 公園の魅力として「静か」、「花がある」、「空いている」といった意見があり、「やすらぎの公園」として公園利用の住み分けがなされていた。【アンケートのうち 8 件中 7 件で魅力があると回答】

(2) 3 か所のモデル地域に共通すること(既存の遊具・施設を活かした公園づくり、トイレの適正配置、バリアフリーなど)

【既存の遊具・施設を活かした公園づくり】

- ・ 「慣れ親しんだ遊具を使うのは良い」、「愛着のあるものを大切にしたい」など既存の遊具を活かすことは好感を持たれている(竹の塚第八公園)。

【公園施設の適正配置】

- ・ 公園改修では、利用者層ごとに設置を望む遊具が異なる(保木間公園、竹の塚第八公園)。
- ・ トイレを廃止した公園では、「きれいになった」、「公園が明るくなった」という意見が多かった(六月一丁目公園)。

【バリアフリー】

- ・ 石畳の段差がなくなったことで、「安心して遊ばせることができるようになった」と喜ぶ親子連れが多かった(竹の塚第八公園)。

【既存の遊具・施設を活かした公園づくり】

- ・ パークイノベーションの取組みは「お金をかけずに施設を長寿命化している」と理解する意見が多かった。【アンケートのうち 34 件中 9 件】
- ・ 役割分担によって遊具を移設した公園では、遊具設置の要望が寄せられた。【アンケートのうち 139 件中 5 件】

【公園施設の適正配置】

- ・ トイレを廃止した六月一丁目公園の利用者にヒアリングしたところ、「島六ふれあい公園のトイレを使っているので大丈夫」と回答があった。

【バリアフリー】

- ・ 竹の塚第八公園は、午前中は複数の保育園が散歩に来ており、午後は幼稚園帰りの親子連れの利用が多い。保護者からは石畳の段差がなくなり、安心して利用できると回答がもたらされた。【公園利用者 267 人のうち 183 人が親子連れ】

2 検証結果

■ 検証結果

核となる規模が大きい「にぎわいの公園」の役割

- ① 利用者に応じて特色のあるエリアを複数整備し、幅広い世代が楽しめる施設を整備する
- ② ボール遊びコーナーやウォーキングコースなど、広範囲から利用者が集まる施設を整備する

規模が小さい周辺の「やすらぎの公園」の役割

- ① 人気の高い施設を全ての公園に整備するのではなく、利用者を明確にして用途、機能を分け、地域でバランスよく配置する

既存の遊具・施設を活かした公園づくり

- ① 既存の施設の再生を中心とした改修を進める
- ② 親子、小学生、高齢者など、利用対象ごとに異なる特色や個性を持たせた公園に改修する

施設の適正配置について

- ① トイレの廃止後は、見通し良く明るく整備することで、地域や利用者の安心感につなげる
- ② 公園遊具は、幼児向け遊具や健康遊具など、周辺の公園でバランスよく配置する

バリアフリー

- ① 段差解消など公園内のバリアフリー化を行い、だれもが安心して使える公園に改修する

3 今後のパークイノベーションの方針

竹ノ塚モデル地域

江北・中央本町・
綾瀬・西新井地域など

大小の公園がバランスよく
配置されている地域



- ・ 規模が大きい公園を核となる「にぎわいの公園」、その周辺の小規模な公園を「やすらぎの公園」として、機能を分けて配置する(竹ノ塚モデル)
- ・ 既存施設を活かした改修、トイレ、ボール遊びコーナーの適正配置を進める(区内共通)

展開方針



大小の公園がバランスよく配置され
ている地域の公園配置の考え方

平成 28 年度改修公園 1 か所、平成 29 年度改修公園 3 か所、令和元年度改修公園 2 か所の計 6 か所で、利用者数調査とヒアリング調査を行い、舎人モデルにおける成果を検証した。

1 改修工事後の利用者の状況

■利用者の状況

(1) 複数の公園をグループ化し、各々のグループの中に公園機能をバランスよく配置すること

- ・ 舎人いきいき公園にあった幼児向け遊具を、舎人町公園に移設し、公園ごとに役割分担したことで、小学生と幼児が安全に遊べるようになった（舎人いきいき公園、舎人町公園）。
- ・ 幼児向け遊具広場では親子が遊び、グラウンドではサッカーチームが練習し、ウォーキングコースでは高齢者が利用しているなど、利用者層ごとにエリア分けができていた（入谷中央公園）。
- ・ いままで公園を使ったことがなかったが、バスケットゴールが出来たのを知ってからは週に 3、4 回練習に来ている（舎人三号公園）。
- ・ 地域ルールを定めた舎人町公園では、休日に親子でキャッチボールをしていた。

■ヒアリング結果

(1) 複数の公園をグループ化し、各々のグループの中に公園機能をバランスよく配置すること

- ・ 小学生向けと幼児向けの遊具を分けた結果、小学生から「安心して走り回れるようになった」といった意見があった。
【アンケートのうち 20 件中 12 件】
- ・ 地域の核となる大きな公園に、幅広い世代が楽しめる機能を配置した結果、全ての年齢層で利用者数が大幅に増加した。
【利用者数：改修前 167 人⇒改修後 298 人（10-14 時でカウント）】
- ・ アンケートの結果を受けて、バスケットゴールを設置した公園では、中高生の利用につながった。【アンケートのうち 383 件中 58 件】

(2) 3 か所のモデル地域に共通すること（既存の遊具・施設を活かした公園づくり、トイレの適正配置、バリアフリーなど）

（既存の遊具・施設を活かした公園づくり）

- ・ 鬼のすべり台は知名度が高く、鬼公園として親しまれており、地域の小学生の集合場所になっていた（舎人いきいき公園）。

（公園施設の適正配置）

- ・ 古くなった長尺フェンスを撤去したことで、「明るくなり、孫を連れて公園に来られるようになった」という意見があった（舎人町公園）。

（バリアフリー）

- ・ 前は草が伸びていて入れなかったが、園路が出来て散歩ができるようになった（舎人十号公園）。

（既存の遊具・施設を活かした公園づくり）

- ・ 「舎人はおもしろい公園が多い」といった意見があり、「鬼公園」、「イカ公園」、「ロケット公園」、「ドラえもん公園」など、愛称で呼ばれている公園が多い。

（公園施設の適正配置）

- ・ 舎人町公園は、隣接する舎人いきいき公園に少年野球場があるため、老朽化したフェンスを撤去したが、アンケートでは「よい公園になった」という回答がもたらされた。【アンケートのうち 13 件中 13 件】

（バリアフリー）

- ・ 園路を整備したことで、保育園児が安全に利用できるようになった。
【よくなった理由のうち、きれいになったが 13 件中 12 件】

2 検証結果

■検証結果

公園機能をバランスよく配置すること

- ① 人気の高い施設を全ての公園に整備するのではなく、利用者を明確にして用途、機能を分け、地域でバランスよく配置する。
- ② 核となる公園には、利用者に応じて特色のあるエリアを複数整備し、幅広い世代が楽しめる施設を整備する。
- ③ 周辺の公園の特色についても、わかりやすく利用者にも周知する。
- ④ 立地条件や周辺の公園との役割分担、地域の方の意見を聞きながら特色のある遊具を設置する。

既存の遊具・施設を活かした公園づくり

- ① 公園のシンボルとなる遊具を補修して活かすことで公園の魅力を向上させる。
- ② 親子、小学生、高齢者など、利用対象ごとに異なる特色や個性を持たせた公園に改修する。

施設の適正配置について

- ① 老朽化したトイレやフェンスの廃止後は、見通し良く明るく整備することで、地域や利用者の安心感につなげる。

バリアフリー

- ① 園路や公園出入口のバリアフリー化を行い、だれもが安心して使える公園に改修する。

3 今後のパークイノベーションの方針

舎人モデル地域

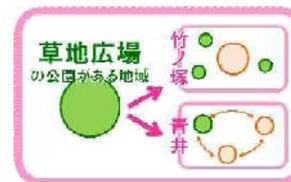
区画整理でつくられた大きな公園が多く、草地広場の公園が点在している地域

六町・花畑地域など



展開方針

- ・ 緑豊かで広大な敷地を活かした外遊びができる公園づくり
- ・ 既存施設を活かした改修、トイレ、ボール遊びコーナーの適正配置を進める（区内共通）



- ・ 公園同士の関係性は、公園の配置状況に応じて「竹ノ塚モデル」「青井モデル」のどちらかを適用

「竹ノ塚モデル」
大小の公園がバランスよく配置されている地域の公園配置の考え方

「青井モデル」
小さな公園が点在している地域の公園配置の考え方

舎人町公園ボール遊びルール

＼できるボール遊び／

広場からボールが飛び出ない遊び

※バットやラケット、ゴルフクラブは使用できません。



キャッチボール
(軟式野球ボールまで)



リフティング



パス回し



ドリブルやトス

グランドゴルフ、ゲートボール

※同競技で使用する球やクラブの使用はできますが、激しく振り回さないでください。



＼気をつけてほしいこと／

×



硬式野球ボールやゴルフボールなどの固いボールは使わない。

○



ボール遊びができるのは小学生までの子どもとその保護者。
(グランドゴルフ等は除く)

×



フェンスや樹木、人にボールをぶつけない。

○



チーム練習には大人が付き添う。

ケガがないように、ゆずりあって、楽しく安全にボール遊びをしましょう。

公園管理課 西部公園係 電話 3880-5314 FAX 3880-5620

建設委員会報告資料

令和元年11月14日

件名	足立区宅地開発事業調整条例施行規則及び足立区宅地開発事業表彰要綱の制定について
所管部課名	建築室開発指導課
内容	<p>「足立区宅地開発事業調整条例」（以下「条例」という。）が、令和元年第2回足立区議会定例会において可決された。条例の施行にあたり、施行規則及び表彰要綱を制定したので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 規則の概要（別紙1参照 P35～48）</p> <p>（1）事業計画書の創設</p> <p>ア 事業が条例に沿った内容であるか確認するため、事業者に提出を義務付けた。その様式と添付する資料（公図、排水計画書等）を定めた（第3条）。</p> <p>イ 事業計画適合通知書により、事業が条例に適合していることを事業者へに通知する。その様式と添付書類を定めた（第4条）。</p> <p>ウ 事業計画書の閲覧所は開発指導課窓口とし、閲覧の申請方法、閲覧時間等を定めた（第7条）。</p> <p>（2）近隣住民等への説明及び周知事項の制定</p> <p>事業者が工事着手前に近隣関係住民に対して説明する際の具体的な項目を定めた（第8条）。</p> <p>2 表彰要綱の概要（別紙2参照 P49～50）</p> <p>特に魅力あるまちづくりの発展に貢献した優良な宅地開発事業の表彰に関する必要な事項を定めた。</p> <p>「足立区宅地開発事業調整条例」優良事業の表彰プレート</p> <div data-bbox="592 1547 1153 1700" style="border: 2px solid yellow; padding: 5px; text-align: center;"> <p>この戸建て住宅地は、足立区宅地開発事業調整 条例の規定に基づき、住環境の向上に努め整備 されました。  足立区</p> </div> <p>3 施行年月日 令和元年10月1日</p>
問題点 今後の方針	無秩序な宅地開発を防止するため、条例及び施行規則の制定内容を区民及び関係事業者等に周知し、的確な指導に努めていく。

足立区宅地開発事業調整条例施行規則を公布する。

令和元年 9 月 3 0 日

足立区長 近 藤 弥 生

足立区規則第 2 1 号

足立区宅地開発事業調整条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、足立区宅地開発事業調整条例（令和元年足立区条例第 1 0 号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、別に定めるものを除き、条例で使用する用語の例による。

(事業計画書)

第 3 条 条例第 8 条第 1 項の事業計画書は、別記第 1 号様式によるものとする。

2 前項の事業計画書は、正本 1 部及び副本 2 部を提出するものとし、それぞれに、次に掲げる図面又は書類を添付するものとする。ただし、当該事業計画書の内容により、添付の必要がないと区長が認めるときは、添付する図面又は書類の一部を省略することができる。

(1) 案内図

(2) 土地利用計画図

(3) 事業計画書の提出日前 3 か月以内に発行された公図の写し又はこれに準ずるものとして区長が別に定めるもの

(4) 事業計画書の提出日前 3 か月以内に発行された不動産の登記事項証明書若しくは所有者証明書（事業区域に隣接する土地に係るものを含む。）又はこれらに準ずるものとして区長が別に定めるもの

(5) 排水計画図

- (6) 宅地、施設等の求積図
 - (7) 公園等の配置計画図
 - (8) ごみ集積場の位置等に関する書類
 - (9) その他区長が必要と認める書類
- (事業計画適合通知書)

第 4 条 条例第 9 条第 1 項の事業計画適合通知書は、別記第 2 号様式によるものとする。

2 前項の事業計画適合通知書には、前条第 2 項各号に定める図面又は書類を添付するものとする。

(事業計画変更届)

第 5 条 条例第 1 1 条第 1 項の事業計画変更届は、別記第 3 号様式によるものとする。

2 前項の事業計画変更届は、3 部提出するものとし、それぞれに第 3 条第 2 項各号に掲げる図面又は書類であって、当該変更に係る事項を明示したものを添付するものとする。

(取下げ、取止めの届)

第 6 条 条例第 1 2 条の規定による事業の計画を取り止める届出は、別記第 4 号様式により行うものとする。

(閲覧所の開設、閲覧の申請等)

第 7 条 区長は、条例第 1 3 条第 1 項の規定により事業計画書等を閲覧に供するため、足立区役所内に事業計画書等閲覧所（以下「閲覧所」という。）を設けるものとする。

2 閲覧所における閲覧日は、足立区の休日を定める条例（平成元年足立区条例第 2 号）に規定する区の休日以外の日とする。

3 閲覧所における閲覧時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

4 区長は、事業計画書等の整理その他のため必要と認めるときは、臨時に事業計画書等を閲覧に供しない日を定め、又は閲覧時間を伸縮することができる。

- 5 前項の規定により、臨時に事業計画書等を閲覧に供しない日を定め、又は閲覧時間を伸縮する場合は、その旨を閲覧所に掲示する。
- 6 事業計画書等は、閲覧所以外の場所で閲覧することができない。
- 7 条例第13条第2項の規定による事業計画書等の閲覧の申請は、事業計画書等閲覧申請書（別記第5号様式）を区長に提出することにより行うものとする。

（説明及び周知事項）

第8条 条例第14条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （1） 工事の施工内容
 - （2） 土砂等の搬出入計画
 - （3） 工事の施工時の安全の確保（交通安全対策を含む。）及び災害防止対策
 - （4） 工事の施工時の周辺環境への配慮
 - （5） 工事の施工者及び予定期間
 - （6） 公園等の配置計画
 - （7） その他区長が必要と認める事項
- （報告）

第9条 条例第14条第4項の規定による説明会等の内容の報告は、説明会等報告書（別記第6号様式）を区長に提出することにより行うものとする。

（宅地の最低面積の緩和等）

第10条 条例第15条第1項ただし書の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- （1） 宅地が法第53条第3項第2号の規定に該当する敷地である場合
- （2） 各宅地の面積の合計を宅地数で除した数値が、条例別表の宅地の最低面積の欄に掲げる数値以上である場合

2 前項で定める場合において、事業区域内の1の宅地（前項第1号にあっては同号に該当するもののうち1の宅地とする。）に限り、宅地の最低面積を条例別表の宅地の最低面積の欄に掲げる数値の10分の9以上とすることができる。

（宅地造成）

第11条 条例第16条の盛土の高さと当該盛土を行う敷地の前面道路の路面の中心との差は、30センチメートル以内としなければならない。

（道路の整備）

第12条 条例第19条の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

（1） 法第42条第2項の道路を道路状に整備すること。

（2） 足立区細街路整備条例（平成24年足立区条例第61号）第2条第1項に基づき指定された細街路を、同条第2項の指定された幅員となるよう道路状に整備すること。

（3） 第1号の道路又は前号の細街路が区道（道路法（昭和27年法律第180号）第8条の道路及び足立区管理通路条例（平成13年足立区条例第26号）第2条の区管理通路をいう。）である場合は、これらの整備内容、維持管理及び敷地の権原について所管課と協議すること。

（4） 都市計画法第12条の5第2項第1号の地区施設（主として街区内の居住者等の利用に供される道路に限る。）について、位置、構造等を所管課と協議すること。

（公園等）

第13条 条例第20条第3項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

（1） 公道に接した位置に整備すること。ただし、既存の公園等が事業区域に隣接している場合は、既存の公園等に接続する位置に整備すること。

（2） 公園等の境界は、コンクリート又は石のくいその他を、整備す

る公園内に設置することにより、その位置を明確にしておくこと。

(3) 敷地の形状は、間口の長さに対する奥行きが2倍以下であること。

(4) 公園等には、ベンチ、車止め、排水施設、園名板、シンボルツリー（象徴となる樹木をいう。）及び照明設備を設置すること。

(5) 公園等の整備の詳細、管理方法等について所管課と協議すること。

(公園等の緑化)

第14条 条例第20条第4項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 公園等の面積が150平方メートル以上1,000平方メートル未満である場合は、公園等の面積の30パーセント以上を緑化すること。

(2) 公園等の面積が1,000平方メートル以上である場合は、公園等の面積の45パーセント以上を緑化すること。

(公園等の設置の免除)

第15条 条例第20条第5項の規則に定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業区域が、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業の施行地区内にある場合

(2) 事業区域が土地区画整理事業を施行すべき区域として都市計画決定された区域内にあり、公園等の面積が300平方メートル未満の場合

(ごみ集積場)

第16条 条例第22条の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) ごみ集積場の面積基準は、事業区域内の宅地数に0.15平方メートルを乗じて得た数値以上とすること。この場合において、ブロック等で囲む場合は、内法で面積を確保すること。

(2) ごみ集積場の位置、形状等については、所管課と協議すること。

2 条例第 2 2 条ただし書の規則で定める場合は、次の各号のいずれかを満たす場合とする。

(1) 事業区域から歩行距離 1 0 0 メートルの範囲内にごみ集積場があり、事業区域内の全ての宅地について、当該ごみ集積場の利用に関して土地所有者、周辺住民、町会、自治会等の関係者から書面による同意が得られた場合

(2) アからイを減じた数に 0 . 1 5 平方メートルを乗じて得た面積以上の面積のごみ集積場を事業区域内に整備するとき（前号に該当する場合を除く。 ）。

ア 総宅地数

イ 事業区域から歩行距離 1 0 0 メートルの範囲内にごみ集積場があり、その集積場の利用に関して土地所有者、周辺住民、町会、自治会等の関係者から書面による同意が得られた宅地数

(防犯灯)

第 1 7 条 条例第 2 3 条に規定する防犯灯の規則で定める基準は、宅地開発事業に伴い、事業区域に新設される道路のうち、区以外のものが管理する予定であるものについては別途所管課と協議のうえ、別に定める仕様に基づき設置するものとする。

(地域コミュニティの推進)

第 1 8 条 条例第 2 5 条第 2 項の必要な措置は、戸建て住宅等の売買時に足立区から地域の地縁団体への加入等の要請があることを、戸建て住宅等の購入者等に伝えることとする。

(公表)

第 1 9 条 条例第 2 8 条第 2 項の規定による公表は、次に掲げる事項を足立区公告式条例（昭和 2 5 年足立区条例第 4 号）第 2 条に規定する足立区役所の門前掲示場及び都市建設部建築室長付開発指導課の事務所の掲示場に掲示する方法並びにインターネットを利用して閲覧に供する方法

により行うものとする。

- (1) 宅地開発事業者の氏名（事業者が法人の場合は、法人名）
- (2) 事業区域
- (3) 勧告の内容

付 則

この規則は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

事業計画書

年 月 日

(提出先)
足立区長

(事業者)

住所 _____

氏名 _____ 印

電話 _____ () _____

E-mail _____

下記の宅地開発事業について、「足立区宅地開発事業調整条例」第8条第1項の規定に基づき関係図面を添えて提出いたします。

記

事業区域	(地名地番) 足立区 (住居表示) 足立区 丁目(町) 番		
工期	年 月 頃 ~	年 月 頃	
用途地域	地域	事業区域の面積	m ²
建蔽率	%	交通便利地域	内・外
宅地数	宅地	地区計画	有・無
宅地の最低面積	m ²	地区施設	有・無
資源回収場所 ・ゴミ集積所	有・無 有効 m ²	道路位置指定申請	有・無
		細街路助成申請	有・無
設計者 (代理者)	住所 _____		
	氏名 _____		
	E-mail _____ 担当者 _____		
受付台帳番号		受付年月日	年 月 日

添付書類

案内図 土地利用計画図 公図の写し 全部事項証明書等 排水計画図 宅地、施設等の求積図 公園等の配置計画図 ごみ集積場の位置等に関する書類 その他区長が必要と認める書類

下記項目を確認後 に✓をつけてください。

今回の事業区域以外の土地で法第7条5項の検査済証の交付を受けた日から起算して3年以内に土地を利用する場合には、今回の区域を含めた全体を一の事業区域として所定の手続きを行います。

事業計画書及び添付図書が町会、自治会等への加入促進のため区の実施する調査等に使用され、又は閲覧の用に供されることについて同意いたします。(法人及び個人事業主の方は除く)

署名(自署) _____

足 年 第 月 号 日

住所 _____

氏名 _____ 様

足立区長

事業計画適合通知書

年 月 日付けで申請のあった下記の宅地開発事業について、「足立区宅地開発事業調整条例」第15条及び第22条の規定に適合したので、同条例第9条第1項の規定に基づき通知する。

記

1 事業区域

2 事業区域の面積 m^2

3 宅地数

4 受付台帳番号

年 月 日

(提出先)
足立区長

(事業者)

住所 _____

氏名 _____ 印

電話 _____ (_____) _____

E-mail _____

事業計画変更届

年 月 日付 足第 号により適合した宅地開発事業について、「足立区宅地開発事業調整条例」第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり変更をしたいので関係図書を添えて届け出ます。

記

変更項目	変更前	変更後			
変更理由	該当項目に✓をつけてください。 設計変更のため 事業者変更のため 工期変更のため その他				
備考	決定	課長	係長	係員	係員
受付台帳番号	号	決定	年	月	日

別記第4号様式（第6条関係）

年 月 日											
（提出先） 足立区長	（事業者） 住所 _____ 氏名 _____ 印 電話 _____（ ） _____ E-mail _____										
事業計画 取下げ 取止め 届											
年 月 日付けで申請した宅地開発事業について、「足立区宅地開発事業調整条例」第12条の規定に基づき、下記の理由により 取下げ ・ 取止め をしたいので副本を添えて届け出ます。											
記											
（ 取下げ ・ 取止め 理由 ）											
該当項目に✓をつけてください。 計画中止のため その他											
備考	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">課長</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">係長</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">係員</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">係員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">決定</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		課長	係長	係員	係員	決定				
	課長	係長	係員	係員							
決定											
受付台帳番号	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">号</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">決定</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">年</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">月</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">日</td> </tr> </table>	号	決定	年	月	日					
号	決定	年	月	日							

年 月 日

（提出先）

足立区長

（閲覧者）

住所

氏名

事業計画書等閲覧申請書

「足立区宅地開発事業調整条例」第13条第2項の規定により閲覧を申請します。

<p>閲覧目的</p>	<p>該当項目に✓をつけてください。</p> <p>隣地の事業計画調査</p> <p>不動産の調査</p> <p>その他</p>		
<p>閲覧する 事業計画</p>	<p>事業地</p>	<p>（地名地番） 足立区</p> <p>（住居表示） 足立区 丁目（町）番</p>	
	<p>事業者の氏名</p>		
<p>区受付欄</p>		<p>備考</p>	
		<p>受付番号</p>	

（提出先）
足立区長

説明会等報告書

（事業者）
氏名 印
住所
電話 （ ）

「足立区宅地開発事業調整条例」第14条第4項の規定による説明会等の内容について、次のとおり報告します。

事業区域（住居表示）	足立区			説明の方法	説明会方式・個別説明方式（訪問による説明）
配付資料	案内図・土地利用計画図・工程表・施工内容・安全対策・その他				
説明内容（説明会方式：開催日時 年 月 日 時 分から 時 分まで、場所 ）					
番号	日時	住所	氏名	意見・要望等	回答

配付した資料を添付してください。説明会方式の場合、説明内容欄の記入に替えて、議事録を添付していただいても結構です。

足立区宅地開発事業表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、足立区宅地開発事業調整条例(令和元年足立区条例第10号。以下「条例」という。)第26条に基づき、区長が特に魅力あるまちづくりの発展に貢献したとする優良な宅地開発事業の表彰に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の方法等)

第2条 表彰は、次条に定める基準を満たす事業を行った事業者に対し、表彰状及びL形側溝へ設置するための優良事業である旨のプレートを贈呈することにより行う。

2 表彰状及びプレートの贈呈方法は、別に定める。

3 区は、区ホームページその他のインターネットを利用する方法により、表彰内容を公表する。

(優良事業の表彰の基準)

第3条 次に掲げる要件のうち3以上の要件を備え、かつ、条例第22条(同条ただし書を除く。)のごみ集積場を整備している事業を優良事業として表彰する。

(1) 全ての宅地の面積を100平方メートル以上で計画したもの

(2) 各宅地の1辺が道路に4メートル以上接しているもので計画したもの

(3) 新設道路を通り抜け型道路としたもの

(4) 事業区域内に防犯灯を設置したもので計画したもの

(5) 事業区域内及び関連工事区域(次に掲げる要件を満たす区域をいう。)内の区の指定する保存樹木等(足立区緑の保護育成条例(昭和51年足立区条例第39号)第11条の保存樹木等をいう。)の保存を計画したもの

ア 既存の接続先道路を拡幅する場合における事業区域外の道路となる土地の区域

イ 既設排水施設に接続させる場合における事業区域外の水路等(新設排水管を含む。)の工事に関する土地の区域

(6) 事業区域内の道路であって、ガードレール、縁石等により、歩車分離の措置を講ずると計画したもの

2 前項に定めるもののほか、次に掲げる1以上の要件を備え、かつ、ごみ集積場を整備している事業を優良事業として表彰する。

(1) 事業区域が3,000平方メートル未満であって、新設道路を幅員6メートル以上の通り抜け型道路としたもの

(2) 事業区域が3,000平方メートル未満であって、100平方メートル以上の自主管理による公園を設けると計画したもの

(3) 事業区域が3,000平方メートル未満で、区と協議の上、区に帰属する公園を設けると計画したもの

(4) 事業区域が3,000平方メートル以上で公園等を設け、かつ全ての宅地の面積を100平方メートル以上と計画したもの

(5) 事業区域内を無電柱化とすることと計画したもの

(優良事業の決定)

第4条 建築室長は、前条の要件に該当すると認める事業があるときは、その事績を精査の上、表彰する優良事業を決定するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、建築室長が定める。

付 則 (3 1 足都開発第 1 1 0 6 号 令和元 1 0 月 1 日 区長決定)

この要綱は、決定の日から施行する。